

# 田園整備事業(継続)

## 1. 趣 旨

- (1) 農業・農村の有する多面的機能の発揮が求められるなか、農村地域の整備に当たっては、農村を単に農業生産を支える生活の場としてとらえるのではなく、自然と人間が織りなしてきた農村の伝統・文化に視点をおいた田園空間としてとらえることが重要となってきた。
- (2) また、農村地域は山や谷によって集落が分断されていることが多い。地域全体の発展を考えるうえでは、こうした集落を連結し交流の緊密化を図ることが不可欠である。
- (3) このため、農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備並びに新たな人の流れの創造に資するみちの整備等を総合的に「田園整備構想」として位置づけ、生産システムの再構築と魅力ある田園づくりによる都市との共生を緊急に推進する「田園整備事業」を実施するものとする。

## 2. 事業内容

### 公共公益施設用地整備

市町村が策定する農村活性化土地利用構想等の実現のため、計画に位置づけられた農村の活性化に資する施設整備に必要な用地整備を実施する。

- ・ 用地創出のためのほ場整備、用地整備、用地へのアクセス道路（用地内道路（農業集落道整備事業の要件を満たすものに限る）を含む）、用地内環境施設等整備（公園、緑地等）

### 伝統的農業施設等の整備

農村の持つ伝統的農業施設や美しい農村景観等の復元・整備（田園空間博物館の整備）

- ・ 農業集落道整備による並木道等の整備（田園散策の道（フットパス）の整備）
- ・ 農業用排水施設整備による石積み水路等の整備（伝統的農業施設の復元利用）
- ・ 景観保全整備による歴史的施設等の整備（美しい農村景観等の復元）

### 田園交流基盤の整備

農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等（集落内道路を含む）の交流基盤を整備する。

#### （実施要件）

- ア．延長1 km（中山間地域0.8 km）以上の農業集落道等の整備
- イ．、 の事業のうち1以上の工種を併せ行うものとする

## 3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村等（ただし2の については都道府県のみ）
- (2) 補助率：50%（沖縄2/3、奄美52%）

## 4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

1,806,000千円(2,237,000千円)